

『現代社会の倫理を考える 〈15〉 情報の倫理学』

水谷雅彦

出典：

丸善（2003年）

全7章で構成される本書において通底する問題意識は、いわゆる「情報化社会」と呼ばれるものの存在や進展を前提かつ自明のものとみなし、そのうえでこれをいかに扱うかというマニュアル的なものではなく、「情報化社会」を将来にわたってどのようなものとして設計していくか、当該領域において社会的ないし法的規範として定立される諸要素がなぜ規制の対象となる（べきな）のか/ならない（べきな）のかを原理的に追求するというものである。

いかなる倫理問題が情報倫理学の領域で考察の対象になっているかという基本的な問いから本書は出発し、第2章および第3章ではその代表例として、「有害」情報（「猥褻」な画像や「名誉棄損」を含むコンテンツなど）の規制と、「プライバシー」に関する問題を取り扱う。前者では「有害」とされる情報への法的取り締まり強化の過程をとくにアメリカとの比較で具体的に跡付け、当該過程における国会、法廷、そして市民運動における議論における争点を抽出しながら、サーバーの管理者・情報の利用者・公的な機関などそれぞれの位相においてどのようなトレードオフが想定されているのか、一見自明に思われる「有害」情報の法的規制に関して、その本質的な問題点がどこにあるのかを問う。後者では「プライバシーの危機の時代」と形容される「高度情報化社会」にあつて、そもそもプライバシーにおいて何をなぜ守るべきかについての議論は棚上げにされているという問題意識から出発し、とくに「自己情報コントロール権」をめぐる問題を取り上げる。なかでも「医学研究」と「自己情報コントロール権」との関係から明確になる問題点、すなわち、当該研究が有するとされる「公益性」の名の下にプライバシーが制限されることに関する根本的な問題が主張される。「公益性」とは誰がどのようにして評価するのか、説明責任の所在はどこにあるかなどの問いが等閑に付され、たとえば「疫学研究」分野では、「究極の個人情報」とされる遺伝子情報を対象とするヒトゲノム解析に関する研究に比して、プライバシー議論が「障害」とみなされていることを批判的に論じ、医療機関における多くの個人情報漏洩や同意なしの不正な情報取得という「事件」の存在に対する反省が不在であることを問題点としてつきつける。他方、筆者は「電子ネットワーク時代」のあるべき姿をデザインする際には、プライバシーの権利性の中身やこれを保護する意味に関する議論をより積極的に構築する必要性を主張している。

本書後半では、「脳死と臓器提供」をめぐる問題を「情報」をキーワードとして再検討する試みがなされている（第5章）。筆者によれば、脳死は医師という専門家によるデータ処理によって初めて獲得されるという意味で「情報」の問題である。脳死が特定の測定術によってえられた情報をもって定義するという「操作主義」に基づく概念であることに注意を促しながら、脳死の判定において用いられた「情報」、移植治療において公にされ

るべき「情報」を段階的に整理しながら、他方、「患者のプライバシー」をこれらに対立する概念として位置づける論調を批判する。脳死の判定医など病院側が「プライバシー」の名の下にしかるべき情報公開を行わず、潜在的なドナーが知るべき事柄（脳死判定の経緯や臓器提供の意思確認や同意の方法など）である手続き的信息に関する問題が曖昧になることについて、情報倫理学の観点からその問題点を指摘するのである。

また、コンピューターや電子ネットワークを通じた投票や電子討論の参加（意思の表明など）が可能になった現代において、そもそも投票や民主的な討議が持つ意味とは何であるのか、あるいはコンピューターに内在する個人情報流出などの「危険」に対する抽象的な「不安感」がそうした民主的な手続き、行動に及ぼす影響が何であるかということを原理的に考察する必要性が生じていることを指摘する。

言うまでもなく「情報化社会」にあっては翌日には問題状況が 180 度変化している、あるいは既存の問題解決へのアプローチが通用しない新たな問題が生じるなどということは十分にありえる。本書は、そうした事態において「情報化社会」とはそもそもどのようなものを問い、そして想定されるルールや規範を常に批判的に再検討することを「情報倫理学」の領域が扱うべき対象の一つとし、その必要性と重要性を訴えるものである。

以上。